第2次男女共同参画プランまるがめ

男女がともに生き生きと暮らせるまちをめざして



丸亀市

2011(平成23)年4月

男女がともに生き生きと暮らせるまちをめざして

経済のグローバル化、少子高齢化の進展、家族形態や個人の価値観の多様化など、 社会経済環境が大きく変化する 21 世紀社会においては、男女が互いの人権を尊重し、 その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が重要な課題 となっています。

このような中、丸亀市は、男女共同参画宣言都市として、平成18年2月に男女が性別にかかわらず個人として多様な生き方が選択できる社会を実現するための行動指針となる「男女共同参画プランまるがめ」を策定し、平成20年4月に施行した「丸亀市男女共同参画推進条例」に基づき、さまざまな施策を推進してまいりました。

そして、これまでの取り組みやその成果を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの実践や女性に対する暴力の根絶等の残された課題や新たに推進すべき課題に対応するため、この度「第2次男女共同参画プランまるがめ」を策定いたしました。

このプランに掲げました理念や施策を推進するために、まず、私たち行政が条例の 基本理念への理解を深め、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持って取り組 み、市民の皆様とともに、男女共同参画のまちづくりを推進したいと考えています。

どうか皆様の温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、このプランを熱心にご審議いただきました男女共同参画審議会委員、素案 策定作業グループの皆様、並びに貴重なご意見をいただきました皆様に、心から厚く お礼申し上げます。

2011 (平成23) 年 4月

丸亀市長 新井哲二

目 次

| 第1章 プラン策定にあたって | 1 |
|----------------------------------|----|
| ① 経過及び趣旨 | 2 |
| ② 基本理念 | 3 |
| ③ プランの性格 | 4 |
| ④ プランの期間 | 4 |
| ⑤ 重点項目 | 5 |
| ⑥ 施策体系 | 6 |
| | |
| 第2章 基本計画 | 7 |
| Ⅰ. 気づく | 8 |
| 1. 男女共同参画社会像の共有 | 9 |
| 2. 男女平等意識を育てる教育・学習の充実 | 11 |
| 3. 人権が尊重される社会基盤の確立 | 13 |
| プランの数値目標とモニタリング指標< I 気づく> | 16 |
| Ⅱ. 参画する | 18 |
| 4. 政策・方針決定過程への女性参画の推進 | 19 |
| 5. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 | 22 |
| 6. 男女のワーク・ライフ・バランスの推進 | 26 |
| 7. 商工業、農林水産業等の自営業における男女共同参画の推進 | 31 |
| 8. 地域・防災・環境、その他の分野における男女共同参画の推進 | 33 |
| プランの数値目標とモニタリング指標くⅡ参画する> | 36 |
| Ⅲ. 自立する | 38 |
| 9. 男性にとっての男女共同参画 | 39 |
| 10. 男女の自立に向けた力を高める取り組み | 42 |
| 11. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | 46 |
| 【丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画】 | |
| 12. 生涯を通じた女性の健康支援 | 56 |
| プランの数値目標とモニタリング指標〈Ⅲ自立する〉 | 60 |
| 第3章 総合的な推進体制 | 63 |
| I. まず市役所から | 64 |
| Ⅱ. 市民とともに | 65 |
| | |
| 参考資料 | 67 |
| 男女共同参画審議会答申書 | 68 |
| 男女共同参画審議会委員 | 70 |
| プラン策定の経過 | 71 |
| 男女共同参画に関する国内外の動き | 72 |
| 丸亀市男女共同参画推進条例 | 76 |
| 男女共同参画社会基本法 | 79 |
| 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 | 82 |
| 用語説明 | 87 |